

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-1 薬物動態予測システムの開発に関する新規データの追加及びデータベースの改修・公開作業）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-2 霊長類医科学研究センター・薬用植物資源研究センター筑波研究部 灯油供給契約（第2・四半期））

・3か月間の市況を読むこと。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-3 創薬支援インフォマティクスシステム構築プロジェクトにおけるナレッジ抽出システムの開発）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-4 ヒト初代肝細胞における化合物の曝露試験（単価契約））

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（3件該当）

審査結果（29-5 AI技術を応用したトキシコゲノミクスデータ統合解析プラットフォームToxygatesの拡張機能開発（随意契約））

- ・ 随意契約の理由について、研究員の意見だけでなく、法人としての説明責任を果たす上で、過去のソフトウェア開札の経緯等も含め詳細に文書化しておくこと。
- ・ 本当に他に供給できる会社がないかどうか、この技術に精通した第三者による確認が不可欠。
- ・ 当事者の方の意見が、第三者のチェックも受けずに素通りして「随意契約」となると、契約監視機能が働かなく恐れがある。

→上記、審査結果を勘案し、本件については公募により履行可能業者の有無を確認した上で、随意契約とする。複数業者の応募があった場合は、一般競争入札による調達とする。

審査結果（29-6 医薬品開発に係る人工知能（AI）活用に関する調査）

- ・ 問題なし

審査結果（29-7 創薬支援インフォマティクスプロジェクトにおけるin vitro薬物動態試験）

- ・ 問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-8 創薬支援インフォマティクスプロジェクトにおけるin vivo薬物動態試験）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-9 高分解能高性能質量分析システム一式 2台 購入）

・問題なし

審査結果（29-10 本館北棟サーバー室の改修に伴う工事 一式）

・問題なし

審査結果（29-11 霊長類医科学研究センター・薬用植物資源研究センター 灯油供給契約（第3・四半期））

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-12 オールインワン蛍光顕微鏡 一式 購入）

・問題なし

審査結果（29-13 カニクイザルケージ（壁掛け式）20セット 購入）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-14 ADMEWORKS ModelBuilder 一式 購入（随意契約））

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（2件該当）

審査結果（29-15 EAEモデルマウスに対する検体投与試験 委託業務）

・問題なし

審査結果（29-16 SASデータ活用基盤構築）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-17 「健康食品」の安全性・有効性情報データベースのクラウド環境の構築・導入・移行並びに移行稼働後の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務）【政府調達】

・「13、受託者の条件」のところで、（2）「プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許可」、（4）「経済産業省の情報処理技術者試験のテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の資格もしくは、情報セキュリティスペシャリスト試験の資格」とありますが、国際資格あるいは規格で同等なものは、ございますでしょうか？

質問の主旨は、（2）（4）の要件が、実質的に国内企業のみを受託者を制限することになってしまっていないかということで、この条件で、国際的な批判を受けないか、ということをご心配しています。

→上記審査結果を勘案し、仕様書「受託者の条件」を以下の通り修正いたします。

（2）「プライバシーマーク使用許可もしくはISO/IEC27001の認証もしくはJIS Q 27001（日本工業標準規格）の認証を受けていること」に修正。

（3）競争性の確保の観点から、「プロジェクトの責任者は～（中略）～ITシステムの設計・開発・運用の経験を10年以上有し、～（以下略）」を「5年以上」に修正。

（4）「経済産業省の情報処理技術者試験のテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の資格もしくは、情報セキュリティスペシャリスト試験の資格または当該資格者と同等の能力を有することとし、資格の写しまたは同等の能力を有することを証明出来る書類を提出すること。」に修正。競争性の確保の観点から、「作業に従事する者のうち少なくとも1名以上の者は」という条件に修正。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（5件該当）

審査結果（29-18 バイオインフォマティクス計算機システム 一式 購入）

・問題なし

審査結果（29-19 医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター ガス供給契約）

・問題なし

審査結果（29-20 医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 ガス供給契約）（随意契約）

・（一般競争入札へ移行したとしても大口供給契約の解除による一時的な料金上昇をカバーしきれないという）状況は理解できましたが大阪ガスの大口供給契約の最短契約期間は何ヶ月でしょうか。（契約期間が12か月となっているが、年度末までの）4か月は無理でも6か月あるは9か月であれば、より価格の引く業者に、より早く契約をスイッチできるのではないかと感じました。

→大口での最短契約期間は12か月となっており、12か月がより早く契約をスイッチできる最短契約期間です。

・随意契約理由書にて「他機関を参考に、契約期間1か月前に落札者を決定するスケジュール」との記載がありました。この点、参考にされた他機関では、ガス事業者の変更に3か月程度要することが支障とならなかったのでしょうか。

→東京ガス管内で入札を実施した他機関はスケジュールに問題はなかったとのことでした。ガスの導管を管理している会社によって、供給会社が代わった場合に必要な手続（託送供給契約）にかかる時間に差があるようです。

・来年度は早めに準備すること

→来年度調達の際は、供給開始3か月前までに開札できるよう進めて参りたい。

審査結果（２９－２１ データキュレーション提供）

・問題なし

審査結果（２９－２２ 指定難病データ登録システムの所内拠点及びクラウド環境構築・保守業務一式）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（4件該当）

審査結果

（29－23 平成30年度電力調達（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所））
（29－24 平成30年度電力調達（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 泉南資源研究施設））
（29－25 平成30年度電力調達（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター））
（29－26 平成30年度電力調達（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター筑波研究部））

・薬用植物資源研究センター筑波研究部が前回一者応札となっていることも踏まえ、関西の大阪本所と泉南資源研究施設、つくばの霊長類医科学研究センターと薬用植物資源研究センター筑波研究部をそれぞれまとめて、入札にかけることは難しいのでしょうか。

→関西の2つについては府内でも距離が離れており、難しいと考えている。つくばの2つについては隣接施設であるが、霊長類医科学研究センターにおいては、契約電力量を料金が跳ね上がらないギリギリのラインで留めている状況のため、これ以上電力量が増えると料金が跳ね上がってしまうこととなり、まとめるメリットがない状況となっている。

→上記をうけ、前年度どおり4案件としての入札実施で了承された。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（3件該当）

審査結果

（29-27 平遺伝子発現情報データベース（bioexpress date base）購入）
（29-28 低分子医薬系化合物情報統合Webデータベース（GOSTAR Perpetual license）購入）

随契の理由として、「契約事務取扱要領第9条第1項（契約相手が1者に限定されるため）」とありましたが、もう少し詳しく、契約相手が1者に限定するとした理由を、ご教授いただけますでしょうか。

→製品の販売元より、日本国内で販売できるのが伊藤忠テクノソリューションズのみであるとして、専売証明書をいただいております。このため、契約相手は1者のみと判断いたしました。

審査結果

（29-29 指定難病データ登録システム 所外拠点の環境構築・保守業務 一式）

問題なし。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（2件該当）

審査結果

（29-30 電子カルテデータから臨床情報を抽出する基盤技術の開発支援）

問題なし。

審査結果

（29-31 霊長類医科学研究所・薬用植物資源研究所 灯油供給契約（第4・四半期））

・前回不落となった理由について、教授いただけないでしょうか。

→不落となった理由ですが、1回目の入札の際、当所で設定しております予定価格の範囲内の応札者がなく、いずれの会社も辞退となったため再度公告（2回目）に付しました。（価格交渉も行いましたが、応札金額と予定価格の差が大きく、契約締結には至りませんでした。）

直近の灯油の値動きに基づき、再度、予定価格を設定しましたがそれでも予定価格の範囲内の応札者がありませんでした。最安値の応札者と交渉の結果、予定価格の範囲内の契約が可能、との回答をいただいたため、契約締結（不落随契）に至りました。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（4件該当）

審査結果

（29-32 指定難病データ登録システム 稼働後運用支援 一式）

問題なし。

審査結果

（29-33 臨床調査個人票（改正前）の変換ツール開発及びデータ入力業務 一式）

問題なし。

審査結果

（29-34 ヒト凍結初代肝細胞 購入（単価契約））

問題なし。

審査結果

（29-35 大阪本所 新ネットワークシステム構築等一式）

問題なし。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（2件該当）

審査結果

（29-36 創薬支援インフォマティクス構築事業 新ネットワークセキュリティシステム 一式 購入）

・前回、セキュリティシステムで随意契約になった理由につき、お教えいただけないでしょうか。

→当所の規定上、160万円に満たない物品の購入は、随意契約にすることができるとなっております。この規定により随意契約で対応しております。

・今回は概算所用見込み額が約51百万円であり160万円を超えているので競争入札になるのだと思います。今回はシステムの購入であるのに金額が小さかったのであるが、一連のシステムが分割され、その一部が160万円以下になったということはないのですか。

→セキュリティ関係を担当している部門への同社の納入物品（10万円以上）を確認したところ、同時期に納入された物品はなく、分割されて随意契約になったということとは考えにくいと思います。

・（審査調書の記載の「前回の調達状況」について）この欄は、前回の同種、同規模の契約の入札状況がどうであったか確認するための情報を記載するのだと思いますが、29-36のように、今回は5千万円超、前回は1百万円を切る契約ということになりますと、同種の契約を記載されているのか、疑問を感じてしまいます。

→前回の調達状況のセキュリティシステムは一般的なセキュリティシステムで、今回のものは別途新たなシステムを導入するものとなります。同規模の調達ではありませんが、同目的のシステムの導入ということで、前回調達、との認識でお願いできますと幸いです。

審査結果

（29-37 大阪本所 メールシステム 一式 購入）

・（審査調書の記載の「前回の調達状況」について）29-37はメールシステムで、既存のシステムがあるはずですので、「該当なし」との記載に疑問を感じています
→現行のシステムが2014年3月の導入されておりますが、当時のシステム改修入札の中の一部で行われていると思われ、少なくともメールシステムのみに特化した（メールシステムの購入を目的とした）調達実績としてはなしでお願いいたします。

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（4件該当）

審査結果

（29－38 霊長類医科学研究センター 旧世界ザル飼育用固型飼料供給契約（単価契約））

・問題なし

審査結果

（29－39 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約））

・問題なし

審査結果

（29－40 霊長類医科学研究センター・薬用植物資源研究センター 灯油供給契約（第1・四半期））

・問題なし

審査結果

（29－41 霊長類医科学研究センター 施設空調設備フィルタ供給契約（単価契約））

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果

（29－42 外国雑誌（電子ジャーナル）購入）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果

（29－43 医薬基盤・健康・栄養研究所 ネットワーク運用及び情報セキュリティ管理業務）

・問題なし

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電 話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果

（29-44 薬物動態予測システムの開発に関する新規データの追加及びデータベースの改修・公開作業）

・下記の業務内容のうち、②は、これまでの契約企業（レベルファイブ）しかできないようなのですが、①と③は、作業内容によっては、これまでの契約企業が圧倒的に有利でないかもしれないと感じています。

- ① 薬物動態データの拡充、新規実験データの登録及びキュレーション作業
- ② 薬物動態データベースシステムへの予測モデルへの組み込み及び機能改修、
- ③ 企業連携用データベースシステムの構築

質問としては、以下になります。

1、上記①②③の間で、既存の契約企業の有利さに差があるのかどうか？

2、もしそうであれば、①②③は分離して契約することは可能か？

（気になっているのは、一部の業務が既存企業しかできない場合、他の業務と一緒にして契約をすることで、他の業務の競争性を排除していないかどうか、という点です。端的に言えば、公取法で禁止されている「抱き合わせ販売」のようになっていないかが気になっています。）

→分離して3案件として調達することを検討いたしました。

③の企業連携用データベースは②の薬物動態データベースシステムを元に構築しますので、これらを切り離すことは不可能です。

また、①の薬物動態データの拡充、新規実験データの登録及びキュレーション作業は②の薬物動態データベースシステムに対して行います（データベースのコンテンツという位置づけです）ので、こちらも切り離すことはできません。

従いまして、これらの業務は一体として行う必要があるため、分離しての契約は難しい、との結論となりました。